

重点監視施設の選定方針

【最優先で調査を行う施設】

- 1 実態調査の回答がなかった施設（約1500施設）
- 2 実態調査結果から周辺住民対応に係る不適切な運用が認められた施設（約150施設）
 - ・滞在者への注意喚起をしていない
 - ・施設への駆けつけ体制が整備されていない
 - ・苦情窓口を設けていない
 - ・苦情対応時に措置を講じていない
 - ・連絡先等の標識を掲示していない
- 3 施設または本市へごみ・騒音等の生活環境に係る苦情が複数案件寄せられたことがある施設
- 4 本市に寄せられた苦情実績と回答内容が一致しない施設

【優先的に調査を行う施設】

適正な民泊運営の確保に向け、
本市が未然防止の観点から把握・対応を行う施設

- ①滞在者への注意喚起をメールやSNSのみで行っている
- ②駆けつけに10分を大きく超える時間を要する
- ③電話対応が24時間体制となっていない（メール対応等の時間帯あり）
- ④苦情対応方法として、メールやSNSによる注意喚起を原則としている
- ⑤苦情対応に係る記録を残していない
- ⑥苦情者へ苦情対応結果の報告をしていない など

その他苦情分析結果等を考慮